

# 情報提供

那医発第 509 号  
令和 5 年 12 月 18 日

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利博朗



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「外国人医療対策関係通知文の送付について」が届きましたのでご案内申し上げます。  
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

記

沖医発第 1369 号 F  
令和 5 年 12 月 18 日

各地区医師会長 殿

沖縄県医師会  
常任理事 稲田 隆司  
(外国人医療対策担当理事)  
(公印省略)

## 外国人医療対策関係通知文の送付について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
さて、日本医師会より、下記の関係通知が別添のとおり届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知①は、昨今の訪日外国人及び在留外国人の増加に当たり、医療が必要となった訪日外国人及び在留外国人の方に活用していただけるよう、日本医師会ホームページ内「国民のみなさまへ」に多言語に対応した「外国人患者向け医療ポータルサイト」を開設した旨の周知依頼が示されております。

②は、都道府県の外国人用相談窓口に係るサイトの URL について、既に終了しているサイトの URL (<https://www.covid19-info.jp>) を未だに掲載又は引用している事例が見受けられることから、新 URL [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_33166.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33166.html) への変更について周知依頼が示されております。

③は、厚生労働省では、医療機関における未収金の発生抑止という観点で、「訪日外国人受診者医療費未払情報報告システム」を運営しており、全国の医療機関に対して利用のための事前登録及び未収金情報の登録をいただくよう、周知や協力依頼がされております。また、本取組みの一環として、医療機関向けの情報提供用チラシを作成した旨の情報提供及び周知方依頼が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、各通知の添付資料は省略しておりますので、各資料は、本会文書映像データ管理システムをご確認下さいますようお願い申し上げます。

## 記

- ①日本医師会「外国人患者向け医療ポータルサイト」の開設について  
(令和 5 年 9 月 19 日 日医発第 1094 号 (地域))
- ②都道府県の外国人用相談窓口に係るサイトの URL について  
(令和 5 年 10 月 6 日 日医発第 1212 号 (地域))
- ③厚生労働省「訪日外国人受診者医療費未払情報報告システム」に係る取組について  
(周知・協力依頼) (令和 5 年 10 月 26 日 日医発第 1371 号 (地域))

沖縄県医師会業務第 1 課：新垣  
TEL：098-888-0087  
FAX：098-888-0089  
E-mail：g1@okinawa.med.or.jp